

所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な場合は
保険料（月額15,020円）の**免除**または**猶予制度**があります！

～平成23年度保険料について申請受付中～

**免除制度
（全額・一部）**

免除を受けたい期間
平成23年7月～
平成24年6月

**若年者猶予制度
（30歳未満の方のみ）**

猶予を受けたい期間
平成23年7月～
平成24年6月

**学生納付特例制度
（学生の方のみ）**

特例を受けたい期間
平成23年4月～
平成24年3月

平成22年7月～平成23年6月分の
保険料の免除・若年者納付猶予申請受付は、
【平成23年7月31日まで】です。お忘れなく！



- ※ 退職者・震災・風水害等の被災者・学生の方は添付書類が必要となりますので、ご相談ください。
- ※ 免除を受けるためには毎年申請が必要ですが、現在全額免除・若年者猶予が承認されている方で継続審査を希望された方は、手続き不要です。ただし、市民税の未申告等により前年度所得等が確認できない場合は改めて申請が必要となる場合があります。（退職・被災理由で承認された方は、申請が必要です。）
- ※ 免除申請をされた方でも、所得審査により免除にならない場合もあります。

○ **納付・全額免除・一部免除等と未納はこのように違います** ○…入る ×…入らない

	納付	全額免除	一部納付	若年者納付猶予	学生納付特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金	○	○	○	○	○	×
老齢基礎年金	受給資格期間	○	○	○	○	×
	年金額に 計算されるか	○	○（一部）	○（一部）	×	×

- ※ 一部納付については一部納付保険料を納付していることが必要です。
- ※ 障害基礎年金および遺族基礎年金を受給するためには、一定の条件があります。

お問い合わせ ○日本年金機構新潟西年金事務所（国民年金課） ☎025-225-3012
 ○市役所市民生活課 年金係 ☎63-5112 または各支所・行政サービスセンター国民年金担当

「暑い夏 ゆとりとマナーで 防ぐ事故」 平成23年 夏の交通事故防止運動
 7月22日（金）～31日（日）

夏を迎え、開放感からくる飲酒運転や無謀運転、夏休みを利用した旅行など、長距離運転による疲労が原因となる交通事故が発生しやすくなります。また、この時期は観光客や帰省客などで市内の交通量が多くなり、それに伴う事故発生のおそれもあります。ドライバーの方も、歩行者・自転車に乗られる方もお互いに交通ルールを守り、また「思いやり・ゆずり合い」の心を持って楽しい夏を過ごしましょう。

ハンドルキーパー運動
 「ハンドルキーパー運動」とは、自動車仲間と飲食店などに行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。



運動の重点

○飲酒・無謀運転の根絶 ○居眠り・疲労運転の追放 ○シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
 市役所総務課（防災安全係） ☎63-5135 / 佐渡西警察署 ☎74-0110 / 佐渡東警察署 ☎27-0110